生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会 (第1回)

日 時 平成 2 0 年 5 月 2 3 日 (金) 午前 1 0 時

場 所 生駒市役所403・404会議室

次 第

案 件

- 1 当部会の検討事項について
- (1) 目的について
- (2) 用語の意義について
- (3) 最高規範性・位置づけについて
- (4)情報共有・公開について
- 2 その他

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会(第1回)検討資料

各市町条例

(1)目的

【ニセコ町】

(目的)

第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。

【宝塚市】

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、市民と市の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定め、 もつて個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを目的とする。

【多摩市】

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、私たちのまちの自治の基本原則を定め、市民、市議会及び市長をはじめとする多摩市(以下「市」といいます。)の執行機関のそれぞれの役割を明確にし、ともに考え協力し、行動することにより、市民の福祉を向上し、豊かな地域社会の実現を図ることを目的とします。

【伊賀市】

(目的)

第1条 この条例は、伊賀市における自治の基本的な事項を定め、市民及び市のそれぞれの権利や責務を明確にし、住民自治のしくみを制度として定めることにより、伊賀市独自の自治の推進及び確立を目指すことを目的とする。

【名張市】

(目的)

第1条 この条例は、名張市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

【篠山市】

(目的)

第1条 この条例は、篠山市における自治の理念を明らかにするとともに、まちづくりに関する基本事項を定め、もって、個性豊かで活力ある自立した地域社会の実現と、市民福祉の充実を図ることを目的とする。

生駒市としての考え方(基本構想及び条例案)

【基本構想】

- ●自治に関する基本的な事項を定め、仕組みを体系化する。
- ●自立した地域社会を創造する。

【条例案:例示】

(目的)

この条例は、生駒市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

【条例解説案:例示】

条例の目的を地方自治の本旨に基づく自治の実現と自立した地域社会の創造としています。「地方自治の本旨」とは、憲法で定められている地方自治のあるべき姿のことで、住民自治(その地方の住民の意思と責任において行政が行われること)と団体自治(国から独立した団体として、その団体の権限と責任において行政が行われること)の2つからなるとされています。

各市町条例

(2)用語の意義

【多摩市】

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。
 - (1) 私たちのまちの自治 まちづくりの主体者である市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割に応じて連携し、地域社会を築いていくこと。
 - (2) 市民 市内に居住する者、働く者及び学ぶ者並びに市内で事業を営むもの又は活動する団体等をいいます。
 - (3) 市の執行機関 市長、教育委員会、監査委員、選挙管理委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
 - (4) 参画 市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。
 - (5) 協働 市民、市議会及び市の執行機関が、それぞれの役割及び責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。

【伊賀市】

(用語の定義)

- 第2条 この条例において、用語の定義は次のとおりとする。
 - (1) 市民 市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。
 - (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
 - (3) 市議会 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持つ市の意思決定機関をいう。
 - (4) 市の執行機関 市の行政事務を管理執行する機関をいう。
 - (5) 協働 市民及び市又は市民同士や各種団体がそれぞれに果たすべき責任と役割を認識し、相互に補完、協力することをいう。
 - (6) 自治 自分たちの地域は自分たちで責任を持ち自ら治めることをいう。

【名張市】

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 市民 市内で住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 参画 政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。
- (3) 協働 市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。

【篠山市】

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。
 - (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
 - (3) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。
 - (4) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいう。

生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案)

【基本構想】

使用する用語のうち、特に意味を明確にすることで、共通認識を図ることが必要な「市民」、「市」、「参画」及び「協働」を定義する。 【条例案:例示】

(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの及び市内で事業を営むものをいう。
- (2) 市 市議会及び市の執行機関を含めた地方公共団体をいう。
- (3) 参画 市の施策や事業等の計画、実施及び評価等、まちづくりの過程に、市民が主体的にかかわることをいう。
- (4) 協働 市民と市又は市民と市民とが、それぞれの役割と責任を担いながら、対等の立場で、相互に補完し協力することをいう。

【条例解説案:例示】

- (1)「市民」とは、地方自治法上の「住民」(市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。)のほか、市内に勤務している人や市内に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体としています。市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会における課題の解決やまちづくりの推進のためには、生駒市に関係する幅広い人々が協力しあう必要があるとの認識に基づくものです。また、「者」は個人を意味し、「もの」は個人のほか団体、企業等を含んでいます。
- (2) 「市」とは、普通地方公共団体の市議会及び市の執行機関です。執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自ら自治体としての意思決定を行い、外部に表明できる機関をいいます。市の代表者である市長と、地方自治法第180条の5の規定による行政委員会及び委員(教育委員会・選挙管理委員会・公平委員会・監査委員・農業委員会・固定資産評価審査委員会)です。
- (3)「参画」とは、「市の施策や事業等の計画、実施及び評価の各過程で、責任を持って主体的にまちづくりに関わること」をいいます。「参画」は、単なる参加ではなく、意思形成に加わることで、責任ある行動が求められるという意味も含んでいます。
- (4)「協働」とは、まちづくりの主体である市民と市、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しなが ら協力し合うことをいいます。

各市町条例

(3)最高規範性・位置付けについて

【ニセコ町】

(この条例の位置付け)

第55条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限 に尊重しなければならない。

(条例等の体系化)

第56条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。

【生野町】

(最高規範性)

第34条 この条例は、生野町のまちづくりの基本原理を定めた条例であり、他の条例を制定する場合は、この条例に定める事項を遵守しなければならない。

【多摩市】

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、私たちのまちの自治について、最も基本的な理念及び行動原則を定めるものであり、市が定める最高規範です。

【伊賀市】

(この条例の位置付け・体系化)

- 第5条 この条例は、市政の基本事項について市が定める最高規範であり、市は、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。
- 2 市は、この条例の定める内容に即して、分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則等の体系化を図るものとする。

【名張市】

第37条 この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

【篠山市】

(最高規範)

- 第26条 この条例は、篠山市における自治の基本原則とまちづくりの基本事項を定める最高規範であり、市民及び市はこれを最大限尊重しなければならない。
 - 2 市は、この条例の内容に即して、他の条例及び規則等の体系化を図らなければならない。

生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案)

【基本構想】

生駒市における最高規範であることを規定し、市は、この趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の制定改廃に当たっても、この趣旨を尊重すべきことを規定する。

【条例案:例示】 (最高規範性) この条例は、生駒市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

【条例解説案:例示】

この自治基本条例が、生駒市の最高規範であることを規定しています。最高規範性を謳うことから、一般的に自治基本条例は自治体の憲法といわれています。市は、この条例の趣旨に則って市政運営を行うとともに、他の条例・規則の改廃に当たっても、この条例の趣旨を尊重することを規定しています。

各市町条例

(4)情報共有・公開

【ニセコ町】

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本 に進めなければならない。

【宝塚市】

(情報の共有)

- 第8条 市は、市の保有する情報を、市民と市が共有することが不可欠であるとの認識の下、これを取り扱わなければならない。 (情報の公開及び提供)
- 第9条 市は、市の保有する情報を積極的に公開し、及び提供しなければならない。

【生野町】

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは、町民と町及び町民同士がまちづくりに関する情報を共有しながら進めていくことを基本とする。

(情報の公開)

第23条 町は、行政活動に関する情報を町民に対して積極的に提供し、町と共有するように施策の充実に努め、そのための必要な措置を講じなければならない。

【多摩市】

(情報共有)

- 第17条 市議会及び市の執行機関は、保有する情報が、市民共有の財産であることから、これを市民にとってわかりやすいものにしなければなりません。
- 2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有されるよう、必要な措置を講じなければなりません。 (情報公開)
- 第18条 市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。

【伊賀市】

(情報共有の原則)

第6条 市は、市民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、市政全般に関わる情報を速やかに市民と共有することに努めなければならない。

(意思決定過程の情報共有)

- 第8条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。
- 2 市は、審議会その他の附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。

【名張市】

(情報共有)

第11条 市は、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。

(情報公開)

第12条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

【篠山市】

(情報の共有、提供及び公開)

- 第5条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。
- 2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供しなければならない。

生駒市としての考え方 (基本構想及び条例案)

【基本構想】

参画と協働によるまちづくりの前提として、市民と市のそれぞれが持つ情報を共有財産として相互に活用するための情報共有に関する規定並び に開かれた自治体として市の保有する情報を積極的に公開及び提供すべきことを規定する。

【条例案:例示】

(情報共有及び公開)

市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。

2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供しなければならない。

【条例解説案:例示】

参画と協働によるまちづくりの前提として、市の情報提供や公開を規定することで、市民の知る権利を事実上保障するものです。

また、市は市民に分かりやすく説明するために、多様な媒体を通じて広報活動の充実に努めることを規定するものです。